

移住促進特別支援事業【就業・起業タイプ】

<目的>

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）在住者の地方暮らしに対する関心の高まりがあることから、本市への移住者に対し特別支援金（就業・起業）を交付することで、東京圏から本市への移住・定住促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とする。

<対象要件> ※（１）～（３）の全ての要件を満たすこと

（１）移住元に関する要件

- ・本市に住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京圏に在住していたこと。

（２）本市に関する要件

- ・R2.7.1～R3.3.31の間に本市に住民票を移して転入し、かつ就業を開始したこと。
- ・申請時において、本市に転入後１か月以上６か月以内であること。
- ・申請日から３年以上、継続して本市に居住する意思を有していること（※申請日から３年未満に本市から転出した場合、特別支援金（就業・起業）の全額返還が求められます） など

（３）仕事に関する要件 ※①就業又は②起業のいずれかの要件を満たすこと

①就業の場合（下記の要件全てを満たすこと）

- ・就業先が、新潟県の運営する「企業情報ナビ」、又は新潟市就職応援サイト「にいがたで働こう」に掲載している法人（国・地方公共団体を除く。）であること。
- ・週２０時間以上の無期雇用契約に基づいた就業で、申請時において連続して１か月以上在職していること。
- ・申請日から３年以上、継続して勤務する意思を有していること（※申請日から１年以内に特別支援金（就業・起業）の要件を満たす職を辞した場合、特別支援金（就業・起業）の全額返還が求められます）
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 など

②起業の場合（下記のいずれかを満たすこと）

- ・公益財団法人にいがた産業創造機構が定めるUIターン創業応援事業の交付決定を受けて１年以内であること（※UIターン創業応援事業に係る交付決定を取り消された場合、特別支援金（就業・起業）の全額返還が求められます） など
- ・新潟市中小企業開業資金貸付の融資決定を受けて１年以内であること（※新潟市中小企業開業資金の融資決定を取り消された場合、特別支援金（就業・起業）の全額返還が求められます） など

<その他>

新潟市移住支援金交付要綱第１１条に基づく「移住支援金」及び新潟市移住促進特別支援金（体験居住）交付要綱第８条に基づく「特別支援金（体験居住）」の交付を受けた者は、特別支援金（就業・起業）の交付を受けることができません。

<支援額> １世帯あたり３０万円

【申請受付開始】令和２年７月１日（水）～

【問い合わせ】**経済部雇用政策課新潟暮らし推進室 TEL:025-226-2149**

移住促進特別支援事業【体験居住タイプ】

<目的>

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）在住者の地方暮らしに対する関心の高まりがあることから、本市での体験居住（転職せずに在宅勤務により1か月以上本市で暮らすことをいう。）者に特別支援金（体験居住）を交付することで、東京圏在住者が本市での暮らす魅力を認識すること及び東京圏から本市への移住・定住促進を目的とする。

<対象要件> ※（１）～（３）の全ての要件を満たすこと

（１）体験居住前に関する要件

- ・本市で体験居住する直前に、連続して1年以上、東京圏に在住していたこと。

（２）本市に関する要件

- ・R2.7.1～R3.3.31の間に本市で体験居住を開始したこと。
- ・申請時において、本市で1か月以上の体験居住を行ったこと。 など

（３）仕事に関する要件

- ・事業所から1か月以上の在宅勤務（本市に事業所が無い場合に限る。）の命令を受け、在宅勤務地が本市であること。
- ・週20時間以上の無期雇用契約で、体験居住開始時において連続して1年以上就業し、雇用保険被保険者であること。

<その他>

新潟市移住支援金交付要綱第11条に基づく移住支援金及び新潟市移住促進特別支援金（就業・起業）交付要綱第9条に基づく特別支援金（就業・起業）の交付を受けた者は、特別支援金（体験居住）の交付を受けることができません。

<支援額> 1世帯あたり10万円

【申請受付開始】 令和2年7月1日(水)～

【問い合わせ】 経済部雇用政策課新潟暮らし推進室 TEL:025-226-2149